

令和7年3月21日

文化審議会の答申 (国宝・重要文化財(美術工芸品)の指定等)

文化審議会(会長 ^{しまたに}島谷 ^{ひろゆき}弘幸)は、3月21日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに4件の美術工芸品を国宝に、42件の美術工芸品を重要文化財に指定することについて、文部科学大臣に答申しましたのでお知らせします。

この結果、官報告示の後に重要文化財は10,953件となる予定です。

詳しくは、別添の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

＜担当＞ 文化庁文化財第一課

課長

三輪 善英

課長補佐

津田 保行 (内線 9703)

主任文化財調査官(絵画部門)

綿田 稔 (内線 9705)

文化財調査官(彫刻部門)

井上 大樹 (内線 9488)

文化財調査官(工芸品部門)

多比羅菜美子 (内線 9720)

文化財調査官(書跡・典籍、古文書部門)

佐藤 健治 (内線 9706)

文化財調査官(考古資料部門)

横須賀 倫達 (内線 9715)

主任文化財調査官(歴史資料部門)

地主 智彦 (内線 9713)

審議会係

鈴木 雅 (内線 9722)

電話：075-451-4111(代表)

075-451-9722(直通)

I. 答申内容

1. 国宝（美術工芸品）の指定

＜絵画の部＞ 1 件 P. 7

（重要文化財を国宝に 1 件）

ものがたりした えりょうしこんこうみょうきょうかんだい に
物語 下絵料紙金光明経巻第二

1 巻

＜彫刻の部＞ 1 件 P. 8

（重要文化財を国宝に 1 件）

もくぞう ぎ がくめん
木造伎楽面

2 8 面

かんしつ ぎ がくめん
乾漆伎楽面

3 面

＜書跡・典籍の部＞ 1 件 P. 9

（有形文化財を重要文化財に指定し、これを国宝に 1 件）

わ かんろうえいしゅう からかみ
和漢朗詠集（唐紙）

2 帖

＜考古資料の部＞ 1 件 P. 10

（重要文化財に有形文化財を追加して国宝に 1 件）

おおのやす ま ろ どうばん ぼ し
太安萬侶銅板墓誌

1 枚

2. 重要文化財（美術工芸品）の指定

＜絵画の部＞ P. 11～

（有形文化財を重要文化財に 7 件）

- | | |
|--|---------|
| ① <small>えしのそうし</small> 絵師草紙 | 1 巻 |
| ② <small>ほしろう まつおかひさしひつ</small> ベルサリエーレの歩哨（松岡 寿 筆） | 1 面 |
| ③ <small>なんばんせん どうせんにゆうこう ず</small> 南蛮船・唐船入 港図 | 6 曲 1 双 |
| ④ <small>おおつ からさき ず きしちくどうひつ</small> 大津唐崎図（岸竹堂筆） | 8 曲 1 双 |
| ⑤ <small>そうぎょうはちまんしんぞう</small> 僧 形 八幡神像 | 1 幅 |
| ⑥ <small>ざいざん そ せんぞう みょうちょうひつ</small> 在山素璿像（明 兆 筆） | 1 幅 |
| ⑦ <small>か か ぐん ぶ ず</small> 花下群舞図 | 6 曲 1 双 |

＜彫刻の部＞ P. 18～

（有形文化財を重要文化財に 6 件）

- | | |
|---|-------|
| ① <small>もくぞう ご ほうどう じ りゅうぞう</small> 木造護法童子 立 像 | 1 軀 |
| ② <small>もくぞうによ い りんかんのん ざ ぞう</small> 木造如意輪観音坐像 | 1 軀 |
| ③ <small>もくぞうしんぞう</small> 木造神像 | 1 8 軀 |
| ④ <small>もくぞう じ ぞう ぼ さつりゅうぞう こうしゅんさく</small> 木造地藏菩薩 立 像〈康 俊 作／〉 | 1 軀 |
| ⑤ <small>もくぞうあいぜんみょうおう ざ ぞう</small> 木造愛染 明 王坐像 | 1 軀 |

- | | | | |
|---|---|--------------------------------|-----|
| ⑥ | { | もくぞうしゃ か によらい ざ ぞう
木造釈迦如来坐像 | 1 軀 |
| | | もくぞう に てんのうりゅうぞう
木造二天王 立 像 | 2 軀 |

＜工芸品の部＞ P. 24～

（有形文化財を重要文化財に 5 件）

- | | | |
|---|---|-------|
| ① | う じ がわほたるまき え りょう し すずりばこ いいづかとうようさく あんえい よ ねん
宇治川 蜩 蒔絵 料 紙 硯 箱 〈飯塚桃葉作／安永四年〉 | 1 具 |
| ② | しっぽう し き か ちょう ず か びん なみかわやすゆきさく
七宝四季花 鳥 図花瓶 〈並河靖之作／〉 | 1 口 |
| ③ | きよくさいやまざくら ず か びん さんだいせいふう よ へいさく
旭 彩山 桜 図花瓶 〈三代清風與平作／〉 | 1 口 |
| ④ | こ そでぎれうちしき こうだいじでんらい
小袖裂打敷 （高台寺伝来） | 1 2 枚 |
| ⑤ | し しゅうせい ぼ し ぞう か ちょうもんようかべかけ
刺 繡 聖母子像花 鳥 文様壁掛 | 1 枚 |

＜書跡・典籍の部＞ P. 29～

（有形文化財を重要文化財に 3 件）

- | | | |
|---|-------------------------------|---------|
| ① | ろん ご そ かんたいろく
論語疏卷第六 | 1 卷 |
| ② | こんこうみょうさいしょうおうきょう
金光明最勝王 經 | 1 0 帖 |
| ③ | げんぼんだいはんにやきょう
元版大般若 經 | 4 2 9 帖 |

＜古文書の部＞ P. 32～

（有形文化財を重要文化財に 5 件）

- | | | |
|---|---|-------|
| ① | さいりゅう じ あとしゆつ ど もっかん
西 隆 寺跡 出 土木簡 | 7 5 点 |
| ② | とう じ こうみょうしんごんこう か こ ちょうならびにげんざいちょう
東寺光明真言講過去帳 並 現在帳 | 3 6 卷 |

- ③ にん な じ おいもんじょ 仁和寺笈文書 (3 1 9 通) 2 5 巻、1 帖、2 6 2 通、1 鋪
- ④ りゅうきゅう か ふ 琉球家譜 2 5 冊
- りゅうきゅう か ふ かんけいもんじょ 琉球家譜関係文書 (2 1 通) 1 0 冊、1 帖
- ⑤ りゅうきゅう か ふ 琉球家譜 4 5 冊
- りゅうきゅう か ふ かんけいもんじょ 琉球家譜関係文書 (1 3 0 通) 5 8 冊、7 2 通

<考古資料の部> P. 3 7 ~

(有形文化財を重要文化財に 9 件)

- ① な ら けん あす かいけ い せきしゅつ ど ひん 奈良県飛鳥池遺跡出土品 一括
- ② あおもりけん おおだいやまもと い せきしゅつ ど ひん 青森県大平山元遺跡出土品 一括
- ③ ぐん ま けんか な い い せきぐんしゅつ ど ひん 群馬県金井遺跡群出土品 一括
- ④ ふかばちがた ど き 深鉢形土器 1 箇
- ⑤ しずおかけん い ば い せきぐんしゅつ ど ひん 静岡県伊場遺跡群出土品 一括
- ⑥ ふくおかけん にしじんまち い せきしゅつ ど ひん 福岡県西新町遺跡出土品 一括
- ⑦ しろ じ てつ え ちようもんつぼ 白地鉄絵鳥文壺 1 口
- ⑧ みやざきけん む か でづか こ ふんしゅつ ど はに わ 宮崎県百足塚古墳出土埴輪 一括
- ⑨ か ご しまけんやま の くち い せきしゅつ ど ひん 鹿児島県山ノ口遺跡出土品 一括

<歴史資料の部> P. 4 6 ~

(有形文化財を重要文化財に 7 件)

①^{じんぶつしゃしんちよう}人物写真帖^{めいじじゅうにねんめいじてんのうかめい}〈明治十二年明治天皇下命／^{おおくらしょういんさつきよくとうせいさく}大蔵省印刷局等製作〉

39冊

②^{れいけんこうぼ}靈憲候簿

202冊

③^{とうじいなりおいでこます}東寺稻荷御出講枡^{えいしょうじゅうろくねんくがつきちつ}〈永正十六年九月吉日／^{しゅうぜんられんしょくくめい}周善等連署刻銘〉

1口

④^{さんぐうにんちよう}参宮人帳・^{おはらいくばりちよう}御祓賦帳^{はしむらひぜんだゆうけでんらい}（橋村肥前大夫家伝来）

33点

⑤^{いのうただたかそくりようず}伊能忠敬測量図

10鋪

⑥^{いのうただたかそくりようず}伊能忠敬測量図^{じっそくよちず}（実測輿地図）

3鋪

⑦^{みやらどうんちけかんけいしりよう}宮良殿内家関係資料

348点

3. その他（国宝・重要文化財の追加等）

<彫刻の部>

（重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に 1 件）

もくぞう みろく ぼさつりゅうぞう
木造弥勒菩薩立像

1 軀

<書跡・典籍の部>

（国宝に有形文化財を追加して国宝に 1 件）

しゅんゆうない く ひつしょうぎょう においのしょうぎょう
淳祐内供筆聖教（薫聖教）

8 3 巻、1 帖

（重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に 2 件）

かじゅうじしょうぎょう
①勸修寺聖教

2 4 3 5 点

れいぜいけかしよるい
②冷泉家歌書類

3 8 巻、1 4 7 冊、5 3 帖、1 1 幅

<古文書の部>

（重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に 1 件）

ほそかわけもんじょ つう
細川家文書（9 6 1 2 通）

1 0 3 巻、3 3 2 冊、5 9 帖、2 5 幅、

6 9 8 0 通、1 9 鋪、6 綴、9 0 枚

<歴史資料の部>

（重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に 3 件）

おおつひやくそうせんかんけいしりょう
①大津百艘船関係資料

1 2 6 5 点

きょうともうあいかんけいしりょう
②京都盲啞院関係資料

3 4 8 2 点

かんちやざんかんけいしりょう
③菅茶山関係資料

6 2 5 5 点

※上記は主なものを記載、このほか名称変更、員数変更等あり。

※次ページ以降のⅡ. 解説は、新指定（Ⅰ. 1, 2）について掲載しています。

Ⅱ．解説

1. 国宝（美術工芸品）の指定

〈絵画の部〉

（重要文化財を国宝に 1 件）

ものがたりした え りょうしこんこうみょうきょうかんだい に

物語 下絵料紙金光明経巻第二

1 巻

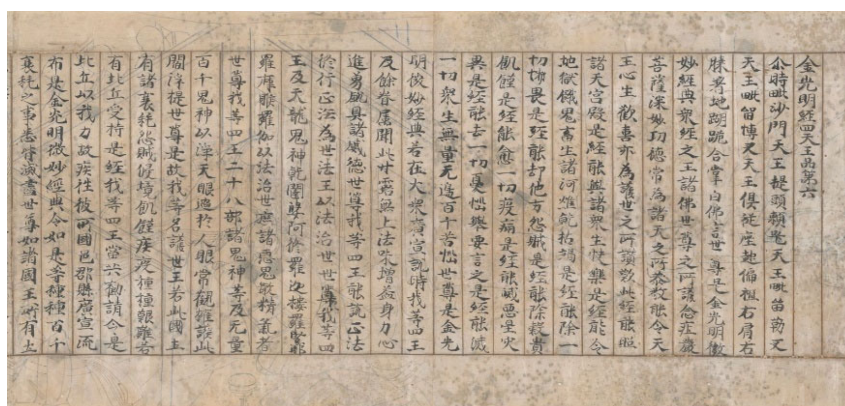
【所有者】地方独立行政法人大阪市博物館機構（大阪市立美術館保管）

大阪府大阪市中心区大手前4—1—3 2

【法 量】縦25.7cm 長752.6cm

【時 代】鎌倉時代・建久3年（1192）

建久3年3月13日に没した後白河法皇（1127～92）を追善供養するために作られた美しい写経で、現存する4巻のうちの1巻である。これらの料紙には墨一色で何らかの物語絵が描かれている。この絵は彩色を施す前の段階の下絵で、吹抜屋台^{ふきぬき やたい}の内外に貴族の男女や僧侶などの姿を確認できる。これら4巻は制作経緯や時期、作画過程を把握できることから、物語絵巻ひいてはやまと絵研究の基礎資料として特に高く評価され、奥書があって首尾完存する2巻（京都国立博物館、大東急記念文庫）はすでに個別に国宝指定されている。本巻には奥書がなく、途中6紙を欠く。それでも全体の約82%が良好な状態で制作当初の姿を維持していることは貴重である。物語の場面数も現状において4巻中最多であることなど、質・量ともに既指定の国宝2巻に匹敵する1巻として、特に高く評価することができる。



画像提供：大阪市立美術館

＜彫刻の部＞

（重要文化財を国宝に 1 件）

もくぞう ぎ がくめん 木造伎楽面 かんしつ ぎ がくめん 乾漆伎楽面	28面
	3面

（法隆寺献納）

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）

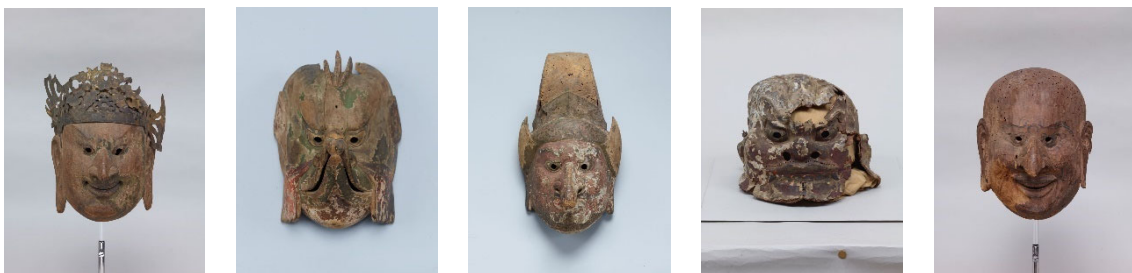
東京都台東区上野公園 13-9

【法 量】木造面 縦 23.0～44.0cm 乾漆面 縦 26.3～28.5cm

【時 代】飛鳥～奈良時代

法隆寺献納宝物としてまとまって伝来した伎楽面。木造面はクスノキ材製のものが19面、キリ材製のものが9面、乾漆面は3面を数える。クスノキ材製のものは止利^と様式を留めながら天智朝以降の新風を加えた作風を示すことから7世紀後半に製作されたものとみられ、キリ材製及び乾漆製分は初唐^{しやう}様式^うを承けた写実味のある様式になることから8世紀前半に造られたものと考えられる。いずれも優れた出来映えを示していることに加え、当初の表面仕上げや銅製透彫^{すかしぼり}の宝冠を残すなど保存状態も極めて良好である。木造面のうち2面は未完成とみられ、当時の仮面の製作過程を考える上での資料としても重要である。

伎楽面の最古の一群であり、仮面文化史上において世界的見地からみても、質・量ともに極めて価値が高い。



左から 呉公、迦楼羅、醉胡王、力士、未完成面

出典：ColBase (<https://colbase.nich.go.jp/>)

〈書跡・典籍の部〉 1 件

(有形文化財を重要文化財に指定し、これを国宝に 1 件)

和漢朗詠集 (唐紙)

2 帖

【所有者】国（文化庁保管、皇居三の丸尚蔵館収蔵）

【法 量】各縦 20.0 cm 横 12.1 cm

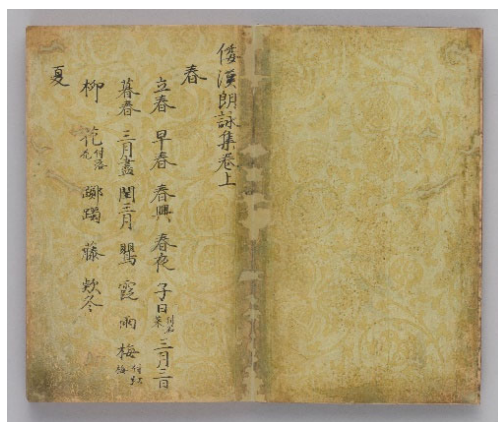
【時 代】平安時代

和漢朗詠集は、平安時代に貴族の間で朗詠に適した漢詩文の秀句と和歌を題ごとにまとめた詩歌集である。撰者とされる藤原公任（^{ふじわらのきんとう}966～1041）は、当代きっての文化人であり、彼の撰による本詩歌集は、後世まで朗詠や詩歌詠作のためのテキストや書道手本として利用されただけでなく、平安時代の我が国の文化を知るための資料としても重視されている。

本帖は、上下2帖からなる完本で、粘葉装に装訂されていることから「粘葉本和漢朗詠集」と呼び慣わされている。各料紙は、緑・白・青・丹などの地の竹紙に亀甲・牡丹・花菱などの文様を雲母で摺りだした唐紙が用いられている。

本帖は、現存する和漢朗詠集の中で最も多くの詩歌を収載する善本として知られ、本文は複数の書体が用いられている。筆跡は「高野切第三種」の筆者と同筆とされ、その端正な筆致は平安古筆の中でも高く評価されている。附属する文書により室町時代後期には三条西家、江戸時代には近衛家に伝来したことが知られる。その後、明治11年（1878）に近衛忠熙（^{このえただひろ}）によって皇室へ献上された。

このように、本帖は美しい料紙を用いて能書が書写した和漢朗詠集の最古の写本の一つであり、我が国の文化史上、とりわけ国文学史、書道史上、きわめて貴重なものである。



画像提供：皇居三の丸尚蔵館

〈考古資料の部 1 件〉

(重要文化財に有形文化財を追加して国宝に 1 件)

おおのやす ま ろ どうばん ぼ し
太安萬侶銅板墓誌

1 枚

癸亥年七月六日の銘がある

附 真珠

4 顆

木櫃残欠

1 点

奈良県奈良市此瀬町出土

【所有者】国（文化庁保管）

【法 量】縦 29.1cm 幅 6.1cm 厚 0.1cm 前後

【時 代】奈良時代・養老 7 年（723）

『古事記』の編纂者として著名な太安萬侶の木炭墓に納められていた墓誌。

銅製の薄板に 41 字が線刻され、安萬侶の居住地、位階、勲位、氏名、没年月日、および埋葬時を示すとみられる年月日が記録されている。これらの内容は、養老 7 年に没した事実など『続日本紀』^{しよくにほんぎ}に記された安萬侶の事跡を裏付ける。また、土地所有者によって偶然発見された後すぐに発掘調査が行われたことによって、木櫃底板の外面に、銘文を下に向けて墓誌を粘土で貼り付け、墓に納めた状況が把握された。墓誌の埋納状態が明確に把握された希有な例としても重要である。

近年になり、奈良県立橿原考古学研究所によって改めて本品の科学的調査が行われ、刻字の脇に残る痕跡が、刻まれた文字の下書きであることが明らかにされた。さらに令和 5 年、同所附属博物館にて「古事記編纂者 太安萬侶」展が開催され、最新の研究成果と共に紹介されるなど、再評価が進んでいる。

本墓誌は、日本古代史の根本文献となっている『古事記』編纂者の実在を証明するとともに、奈良時代の葬制研究上もきわめて重要である。わが国の歴史上欠かすことのできない一級資料であり、国宝にふさわしい。



画像提供：奈良県立橿原考古学研究所

2. 重要文化財（美術工芸品）の指定

＜絵画の部＞

（有形文化財を重要文化財に 7 件）

①^{えしのそうし}絵師草紙

1 巻

【所有者】国（文化庁保管、皇居三の丸尚蔵館収蔵）

【法 量】縦 30.0 cm 長 787.5 cm

【時 代】鎌倉時代

ある貧しい絵師が天皇から領地を与えられ、いったんは驚喜したが、結局年貢は手に入らず、将来を悲観した絵師は息子を出家させることにし、この間の顛末を文章と絵であらわしたと称する絵巻で、後醍醐天皇（1288～1339）親政期の社会の細部に光をあてたと解しうる内容となっている。絵は堅実な構成と正確な描線、表情豊かで滑稽味のある人物描写と貧しさを際立たせる情景描写に優れる一方、主人公たる絵師の描写には巧拙があり、そこにもこの絵巻を描いた絵師の立場が反映しているとみられる。特色ある中世絵巻として貴重である。



画像提供：皇居三の丸尚蔵館

②ベルサリエーレの歩哨^{ほしやう まつおかひさしひつ}（松岡 寿 筆）

1 面

【所有者】国（文化庁保管、皇居三の丸尚蔵館収蔵）

【法 量】縦 1 0 2 . 5 cm 横 6 2 . 5 cm

【時 代】明治時代・明治 2 0 年（ 1 8 8 7 ）

松岡寿（1862～1944）は岡山の出身で、川上冬崖への入塾、工部美術学校でのフォンタネージへの師事を経て、イタリアに留学し、早期に西洋絵画の技法を習得した日本人画家である。本作はイタリア統一に貢献した部隊の歩兵を描いた油画で、ローマ滞在中の松岡が明治天皇の命を受けて制作し、帰国後に献上した。松岡のイタリアにおける修学の総決算とされる。早くに西欧への渡航を果たし、帰国後は油画の地位確立と教育に大きな役割を果たした松岡の代表作として重要であり、日本の油画の展開を考えるうえでの学術的価値も高い。



画像提供：皇居三の丸尚蔵館

③^{なんばんせん}南蛮船・^{とうせんにゆうこうず}唐船入港図

6 曲 1 双

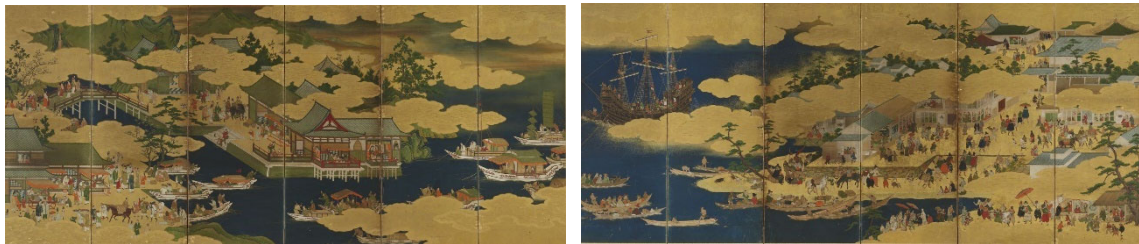
【所有者】独立行政法人国立文化財機構（九州国立博物館保管）

東京都台東区上野公園 1 3 - 9

【法 量】（各）縦 1 5 5 . 8 cm 横 3 6 1 . 0 cm

【時 代】桃山時代

右隻には日本の港に来航する南蛮船を、左隻には想像上の中国の港に停泊して荷下ろしする唐船を描く。南蛮屏風としては日本と異国とを組み合わせる類型に属するものの、左隻に南蛮船や南蛮人ではなく、唐船と唐人のみを描く点に大きな特徴がある。また、本作は整った金地金雲構成や細密で丁寧な風俗表現に見どころがあり、狩野派正系の絵師による 1 6 世紀末から 1 7 世紀初頭の作と考えられている。南蛮屏風の特色ある初期作例として、また狩野派による近世初期風俗画の優品のひとつとして貴重である。



画像提供：九州国立博物館

④^{おお つ からさき ず}大津唐崎図^{きしちくどうひつ}（岸竹堂筆）

8 曲 1 双

附 梅図（旧裏面貼付）

8 曲 1 双

【所有者】株式会社千總ホールディングス

京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町 8 0

【法 量】（各）縦 1 5 8 . 0 cm 横 4 2 2 . 0 cm

【時 代】明治時代・明治 8 年（1 8 7 5）

岸竹堂（1 8 2 6 ～ 9 7）は彦根出身の画家で、明治時代の京都画壇を代表する大家である。本作は京都の呉服商・千總^{ちそう}の西村總左衛門により、1 8 7 6 年のアメリカ・フィラデルフィア万国博覧会に出品された屏風。琵琶湖の景観を描くもので、西洋絵画や写真を連想させる空間表現に先駆性を示す岸竹堂の代表作である。明治時代の京都の日本画を代表する傑作として価値が高く、万博に出品されたことが確実な最初期の日本絵画としても貴重である。当初は屏風の裏側に描かれていた梅図を附とし、一体的な保護をはかる。



画像提供：千總ホールディングス

⑤そうぎょうはちまんしんぞう僧形八幡神像

1 幅

附 弘法大師像

1 幅

【所有者】宗教法人神護寺

京都府京都市右京区梅ヶ畑高雄町 5

【法 量】縦 1 4 8 . 0 cm 横 1 1 8 . 0 cm

【時 代】鎌倉時代

僧侶の姿をした八幡神を描いた絹本の大作で、その像容は彫像を含めて鎌倉時代以降にひとつの規範として普及したものである。神護寺と八幡神の関係は深く、かつては金堂に弘法大師筆の八幡神画像があったと伝わる。神護寺では現存最古の八幡神画像である本作は、鎌倉時代後期の作であるが、力強い描線と柔らかな彩色に優れ、金堂安置画像の実態やその転写のあり様を考える上で重要な位置を占める。本作は単独の僧形八幡神画像としても現存遺品の中では古例に属し、類例の少ない大幅の神影図としても貴重である。同箱に収納される弘法大師像は保存状態が良くないが本作よりも古く、附として一体的な保護をはかる。



画像提供：神護寺

⑥^{ざいざん そ せんぞう みょうちょうひつ}在山素璿像（明兆筆）

1 幅

応永十三年八月二十四日仲方円伊の賛がある

【所有者】宗教法人東福寺

京都府京都市東山区本町 15—778

【法 量】縦 114.4 cm 横 57.6 cm

【時 代】室町時代・応永 13 年（1406）

東福寺第 49 世在山素璿（1384 没）の肖像画で、同寺の画僧である明兆（「みんちょう」とも読む。1352～1431）の基準印を有する絹本の秀作である。在山と親しかった仲方円伊^{ちゅうほうえんい}（1354～1413）が在山 23 回忌の年にあたる応永 13 年に賛を書いており、在山の高弟の求めで作られたことがわかる。東福寺伝来で落款と年記のある明兆作は、明兆ひいては日本の南北朝期から室町時代初期にかけての絵画史を考える上での基準作としてそのほとんどが重要文化財に指定されており、本作についてもそれらに加わるべき作として高く評価することができる。



画像提供：東福寺

⑦^{か か ぐん ぶ ず}花下群舞図

6曲1双

【所有者】神戸市（神戸市立博物館保管）

兵庫県神戸市中央区加納町6—5—1

【法 量】（各）縦149.3cm 横352.7cm

【時 代】桃山時代

右隻に祇園社、左隻に上賀茂社を描き、両隻にわたって桜の下での宴遊を描く。名所そのものより、輪になって群舞する人々の熱気や、その場にいる人々の多彩な風俗に絵師の強い関心が寄せられている。複雑な雲の用法とその整った形状、緻密な人物表現などから、狩野派正系の絵師による16世紀末から17世紀初頭ころの作と考えられている。本作を四半世紀ほどさかのぼる^{かのうひでより}狩野秀頼筆「観楓図」（国宝、東京国立博物館）や、本作とおよそ同時期の^{かのうながのぶ}狩野長信筆「花下遊楽図」（国宝、東京国立博物館）とともに、狩野派による野外遊楽図の展開を考える上で欠かせない、近世初期風俗画の優品のひとつである。



画像提供：神戸市立博物館

＜彫刻の部＞

（有形文化財を重要文化財に 6 件）

①木造護法童子立像

1 軀

附 像内納入品

一括

【所有者】宗教法人延暦寺

滋賀県大津市坂本本町 4 2 2 0

【法 量】像高 75.4 cm

【時 代】鎌倉時代

肉身赤肉色の童子形像で比叡山東塔南谷の西尊院に伝来した。南谷にかつてあった護法堂には天台僧皇慶（977～1049）に仕えたとされる「乙護法」という護法童子が祀られていたと伝え、本像はこれに当たるかとみられる。ヒノキ材の寄木造。表面には鮮やかな彩色文様がよく遺り、作風から鎌倉時代13世紀後半～末頃の製作と考えられる。近年の修理で解体された際、頭部内より銅製の金色不動明王像と水晶製五輪塔、体部内より不動明王印仏等の納入品が発見され取り出された。鎌倉時代の像内納入品の有り様や比叡山における護法童子信仰を考える上で注目される。



木造護法童子立像



不動明王印仏



銅造不動明王立像



水晶製五輪塔

②木造如意輪観音坐像

1 軀

【所有者】宗教法人清凉寺

京都府京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町46

【法 量】像高 105.6 cm

【時 代】平安時代

六臂の如意輪観音の等身像。ヒノキとみられる針葉樹材の一材より彫出し、て腕等を矧ぐ。高く結い上げた髻や体奥の大きい体型、浅いが翻波式を含む衣文表現などより製作年代は10世紀前半に置かれる。

清凉寺の前身棲霞寺の遺構である阿弥陀堂に伝来した。10世紀前半の棲霞寺の詳細な様子は不明ながら、醍醐天皇（885～930）の第四皇子重明親王（906～64）が天慶8年（945）に棲霞寺に釈迦立像を安置したことが知られており、この頃の作である如意輪観音の造像にも重明親王が関与した可能性が考えられる。

平安前期の大型で出来映えの優れた密教彫像として貴重である。



③^{もくぞうしんぞう}木造神像

18 軀

女神像の一軀の像底に康治二年二月十一日、願主本社神主頼親、
請造并開眼備後講師延尊、木造睿与、静仁等の銘がある

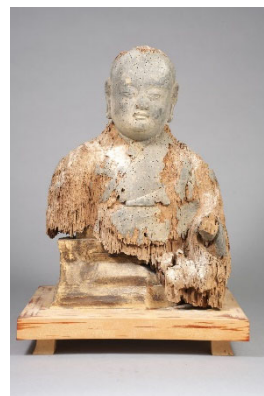
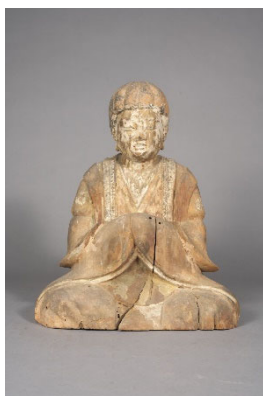
【所有者】宗教法人^{まつのおたいしゃ}松尾大社

京都府京都市西京区嵐山宮町 3

【法 量】像高 9.7～55.6 cm

【時 代】平安～鎌倉時代

近年の調査で見出された平安時代後期から鎌倉時代の製作になる神像群で、
松尾大社境内の^{せつしゃ}摂社・^{まつしゃ}末社に安置されていたと伝わる。^{だんしん}男神9軀、^{じょしん}女神7軀、
^{そうぎようしん}僧形神2軀からなる。大型で本格的な彫像になる女神像をはじめ、康治2年（1
143）の銘記を有する女神像や、^{おきなめん}翁面の源流とも目される笑相で老いた面貌
の男神像を含む。康治2年の銘記は神像としては珍しい作者名が記され、「開眼」
^{かいげん}の文言を用いるなど仏像の造像銘記に通じる記述形式を備える。さまざまな点
において神像彫刻を考える上で見逃せない神像群である。



④^{もくぞう じ ぞう ぼ さつりゅうぞう こうしゅんさく}木造地蔵菩薩立像〈康俊作〉

1 軀

像内に中御門逆修地蔵菩薩、正中三年三月、南都大仏師法眼康俊、
康成の銘がある

附 像内納入品

一括

【所有者】宗教法人圓照寺

奈良県奈良市山町 1 3 1 2

【法 量】像高 80.2 cm

【時 代】鎌倉時代・正中3年（1326）

^{やまむらごてん}山村御殿の名で知られる門跡寺院・圓照寺本堂に伝来した地蔵菩薩像で、近年の調査で頭部内の墨書銘が確認され、^{しょうちゅう}正 中 3 年に中御門逆修^{なかみかどぎやくしゅ}のために、南都大仏師康俊及びその子^{こうじょう}康 成によって製作されたことが判明した。また体部内より^{いんぶつ}地蔵菩薩印仏・^{けちえんきょうみょう}結縁交名等からなる像内納入品が取り出され、多数の^{けちえんしや}結縁者を募って製作されたことが明らかとなった。中御門逆修は奈良中御門郷内の興福寺子院^{しいんぎやくしゅぼう}逆修坊で催された仏教行事で、3月8日から15日までの間に行われ、毎回地蔵菩薩像が造られた。中御門逆修で造られたことが明らかな遺品は、本像のほかに奈良長弓寺^{ちようきゅうじほうこういん}宝光院像（正和4年（1315）、康俊・康成作）、国立歴史民俗博物館像（重要文化財、建武元年（1334）、康成作）等が現存し、いずれも康俊・康成ないしは康成により造られたことが知られる。本像は現在知られる康俊の遺品中で出色の出来映えを示し、康俊の作風の展開を考える上でも重要である。当初の表面彩色を残す保存状態の良好さも賞される。

※圓照寺は通常拝観を受け付けていません。



木造地蔵菩薩立像



地蔵菩薩印仏

もくぞうあいぜんみょうおうざぞう
⑤木造愛染明王坐像

1 軀

【所有者】宗教法人金剛三昧院

和歌山県伊都郡高野町高野山425

【法 量】像高 114.0cm

【時 代】鎌倉時代

金剛三昧院本堂に本尊として安置される等身の愛染明王像。ヒノキ材の寄木造。大振りの頭部で面部いっぱい目鼻口を配置する面貌表現に鎌倉時代末期の作風がよくあらわれている。金剛三昧院文書によれば、文保2年(1318)に金剛三昧院に播磨国在田上荘を寄進した秋田城介安達時顕(?~1333)が愛染明王像を施入していることが分かり、本像はこの像に当たるとみられる。その後康正2年(1456)、元禄15年(1702)に修理していることが判明し、現在の光背・台座は元禄期に補われたと考えられる。鎌倉時代の大型の愛染明王像の優品であり、製作の契機のみならずその後の修理歴を追うことができる点も注目される。



⑥ もくぞうしゃ か によらい ざ ぞう
木造釈迦如来坐像

1 軀

もくぞう に てんのうりゅうぞう
木造二天王立像

2 軀

内一軀の像内に仁平二年四月六日、藤原家実、良峯氏等の銘がある

附 木造騎獅文殊菩薩騎象普賢菩薩像

2 軀

文殊菩薩像内に嘉元二年十二月四日の銘がある

【所有者】阿蘇釈迦堂管理組合

熊本県球磨郡あさぎり町須恵

【法 量】像高 釈迦如来 84.5 cm

二天王 左方 104.5 cm

右方 108.0 cm

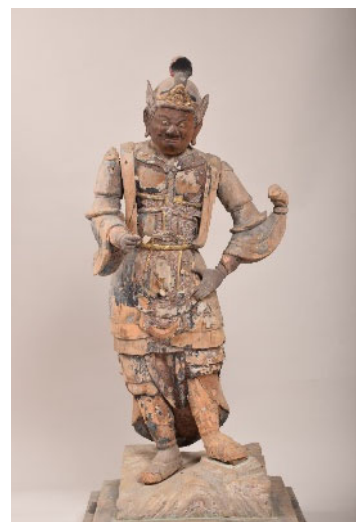
【時 代】平安時代・二天王左方 仁平2年（1152）

球磨地方の在地領主須恵氏ゆかりの寺院・平等寺の跡に建つ阿蘇釈迦堂に伝来した等身の釈迦如来像を中心とする群像。二天王像は平成27年指定の荒茂毘沙門堂管理組合二天王・毘沙門天像と共通する特徴的な細部形式を有しているが、荒茂毘沙門堂像より中央風の作柄を示す。近年、二天王の1軀の像内に製作年に当たる仁平2年の年紀と願主とみられる須恵氏の名（藤原家実）、やはり当地の有力領主である平河氏とみられる名（良峯氏）が確認された。当地における基準作例であり、中央様式が地方に伝播する様子がうかがえる。

なお嘉元2年（1304）の補作である両脇侍菩薩像を附指定とする。



木造釈迦如来坐像



木造二天王立像

＜工芸品の部＞

（有形文化財を重要文化財に 5 件）

①^{う じ がわほたるまき え りょう し すずりばこ いいづかとうようさく あんえい よ ねん}宇治川 螢 蒔絵 料紙 硯箱〈飯塚桃葉作／安永四年〉

1 具

【所有者】国（文化庁保管、皇居三の丸尚蔵館収蔵）

【法 量】硯箱 総高 5. 3 cm 縦 2 6. 0 cm 横 2 4. 0 cm

料紙箱 総高 1 6. 5 cm 縦 4 1. 0 cm 横 3 3. 6 cm

【時 代】江戸時代・安永 4 年（1 7 7 5）

いわゆる料紙硯箱とよばれる、料紙箱と硯箱を同じ意匠で仕立てた一具である。器面に大きく宇治川にかかる宇治橋と河畔の景を金蒔絵で表し、その全面に群れ飛ぶ螢を銀蒔絵で対比させている。形式化が進んだと評されることの多い江戸中期の蒔絵表現の中にあって、本作は大胆かつ奇抜な意匠を、材料と技法を緻密かつ繊細に駆使して華麗に仕上げている。徳島藩蜂須賀家に抱えられた蒔絵師、飯塚桃葉（不詳～1 7 9 0）の高い技量が発揮された代表作の一つとしても貴重である。



画像提供：皇居三の丸尚蔵館

しっぽう し き か ちょう ず か びん なみかわやすゆきさく
②七宝四季花鳥図花瓶〈並河靖之作／〉

1口

【所有者】国（文化庁保管、皇居三の丸尚蔵館収蔵）

【法 量】高36.0cm 口径9.8cm 胴径25.0cm 底径10.1cm

【時 代】明治時代・明治32年（1899）

1900年パリ万国博覧会出品のため宮内省より製作を依頼された作品で、近代七宝を牽引した並河靖之（1845～1927）の代表作である。並河は、明治初めより京都で七宝製作を始め、国内外の博覧会における出品・受賞を重ねたのち、明治29年（1896）に帝室技芸員となった。

本作は、肩から胴部にかけて豊かな張りを持つ花瓶。透明感のある黒色釉を地として、山桜と青楓の樹を器面に大きく配し、その間に四季折々の花や群れ飛ぶ鳥の姿が浮かび上がる。有線七宝による細緻な図様表現、器形と調和した構図、明るく豊かな色彩の釉調などが特に優れている。さらには、肥瘦ある金属線による輪郭表現が画面全体に躍動感を与えている点が特筆され、明治時代の七宝作品の中でも際立った作行きを示している。近代工芸史上欠くことのできない作品である。



画像提供：皇居三の丸尚蔵館

きょくさいやまざくら ず か びん さんだいせいふう よ へいさく
③旭彩山桜図花瓶〈三代清風與平作／〉

1口

【所有者】国（文化庁保管、皇居三の丸尚蔵館収蔵）

【法 量】高43.0cm 口径15.5cm 胴径30.5cm 底径14.0cm

【時 代】明治時代・明治38年（1905）

白磁に山桜と鳥、雲の文様を表し、それらの周囲に淡い紅色と黄色の釉下彩^{ゆうかさい}を施した花瓶。素地は清風が「瑣白磁^{かん}」と名付けた黄味を帯びた白磁である。肩が張り裾に向かって窄まる器形で、清風の中では比較的大ぶりの作である。文様は、磁土を薄く盛り上げ、そのわずかな高低差で立体感や奥行きを表す、浮文の技法による。また地の部分にのみ淡く紅色と黄色をぼかすことで、文様が白く浮かび上がり、霞が立ちこめた中に光が差し込む情景を想起させる。

三代清風與平（1851～1914）は京都五条坂の陶工で、中国明・清時代の磁器に範を求め、明治初年より各種釉薬や白磁の研究に力を注ぎ、また浮文の技法を追求した。その陶技が高く評価され、明治26年（1893）に陶磁器の分野で初の帝室技芸員に任命された。本作は、明治38年（1905）の日本美術協会第37回美術展覧会で3等賞銅牌を受賞し、宮内省買い上げとなった。長年の技法研究が結実した本作は、清風の到達点を示す代表作であり、日本近代陶磁史上極めて重要な作例である。



画像提供：皇居三の丸尚蔵館

④^{こそでぎれうちしき}小袖裂打敷^{こうだいじでんらい}（高台寺伝来）

12枚

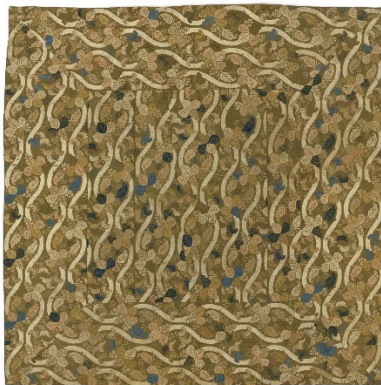
【所有者】宗教法人高台寺

京都府京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る下河原町526

【法 量】縦117.0～181.0cm 横113.0～182.0cm

【時 代】桃山～江戸時代初期

打敷とは、仏殿で灯明や香炉を置く前机に掛けて使う荘厳具である。本打敷には、色とりどりの浮糸で文様を織り出した唐織、金襴、刺繍、金箔で文様を表す^{すりはく}摺箔の裂地がみられる。これらは小袖など衣服を打敷に仕立て替えたもので、多くが衣服時の姿に復元することができる。衣服として完形で伝わる同時代の染織品が少ないなか、本件は打敷に仕立て替えて寄進されたことによって、現在まで伝わった。高位の人物が着用した唐織をはじめ、桃山から江戸時代初期の小袖の意匠や染織技法の特色をよく示し、文化史上意義深い。また、裏地に高台院（1548または49～1624）とその近親者などが寄進したという墨書があるものを含み、衣服の着用者として高台院周辺の人物を想定できる点、製作年代の下限を知ることができる点でも貴重である。



萌葱地立涌桐文様唐織打敷



紅地梅唐草窠文金襴打敷



浅葱地丸文散摺箔打敷
(部分)

画像提供：京都国立博物館

⑤^{ししゅうせい ぼ し ぞう か ちょうもんようかべかけ}刺繡聖母子像花鳥文様壁掛

1 枚

【所有者】宗教法人高台寺

京都府京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る下河原町 5 2 6

【法 量】縦 1 4 4 . 0 cm 横 2 3 1 . 0 cm

【時 代】中国・明時代

絹地に、聖母子像と孔雀や牡丹などの花鳥文様を刺繡した壁掛。現状では、10枚の^{きれ}裂を上下2段に継いで仕立てている。本作は輸出用として中国の広州で刺繡されたもので、図様や技法に欧州と中国両方の要素がみられる。キリスト教の図像とともに表される花鳥文は、中国の吉祥的な動植物である。金糸の刺繡や、鳥羽根の鱗状の繡技、文様を平行線で区切って色替りとする表現などは広州で作られた輸出用染織品に共通してみられる特徴である。一方で、強く^よ撚った太糸を^と綴じ付ける欧州刺繡の影響もみられる。中国製の輸出用染織品は、本作のほかにも我が国にもたらされ、多くは武将など高位の人物ゆかりの品として伝わる。これらは、貴重で珍しいものと認識され、打敷や壁掛として寺院に奉納された。また南蛮風の陣羽織に作り替えたものもあり、16～17世紀の我が国の染織文化に影響を与えた。なかでも本作は、欧州と中国両方の影響を読み取ることのできる好例であり、日本に舶載されたキリスト教美術の例としても他に例がなく貴重である。



画像提供：京都国立博物館

<書跡・典籍の部>

(有形文化財を重要文化財に 3件)

①^{ろん ご そ かんたいろく}論語疏卷第六

1 巻

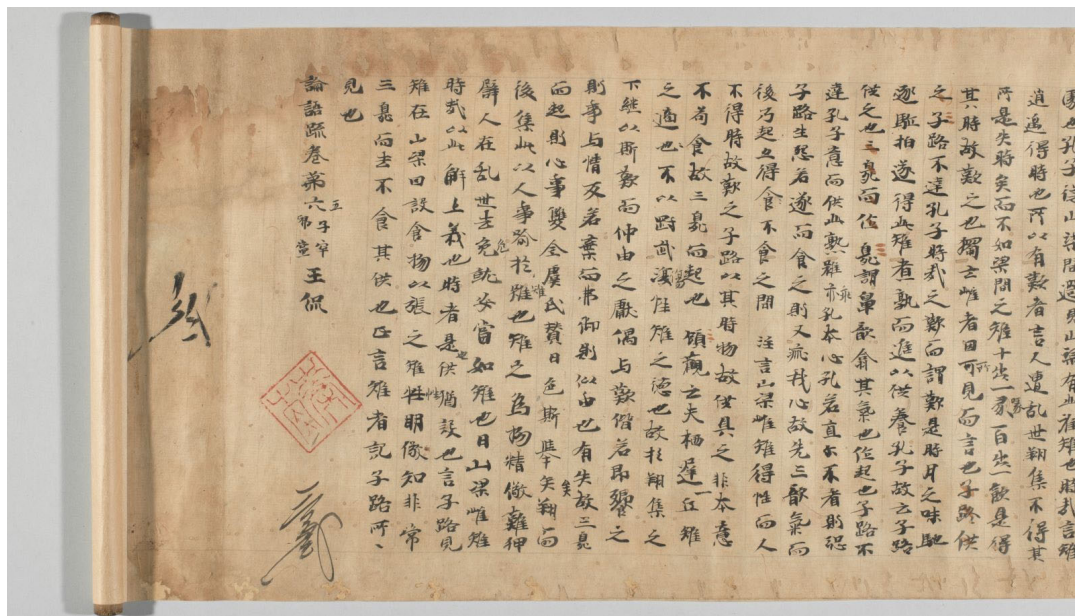
【所有者】学校法人慶應義塾（慶應義塾図書館保管）

東京都港区三田2-15-45

【法 量】縦27.2cm 横1090.8cm

【時 代】中国・南北朝～隋時代

本書は皇侃^{おうがん}『論語義疏』^{ろんごぎそ}の現存最古の写本であり、略して「論語疏」という。江戸時代には^{かんむみぶけ}官務壬生家に伝えられ、近年再発見された。『論語義疏』^{しかん}の子罕、郷党の2篇を収め、子罕の冒頭1章以外はほぼ完存する。本文は『論語』の経文と『論語集解』^{ろんごしゅかい}の注文、さらにそれぞれの疏からなり、『論語集解』を比較検討する上でも貴重な古本である。また本書には2種の朱方印があり、その1種には「藤」とあるなど、平安時代前期には日本に存在して、藤原氏の所有であったとされる。本書は、『論語』研究の最重要写本の1つであり、皇侃の在世と隔たらぬ中国6世紀の南北朝時代の字体や筆法を伝えるものとしても評価できるので、我が国の文化史、および書道史研究上、貴重である。



画像提供：慶應義塾図書館

②金光明最勝王經

10帖

【所有者】国立大学法人九州大学（九州大学附属図書館保管）

福岡県福岡市西区元岡744

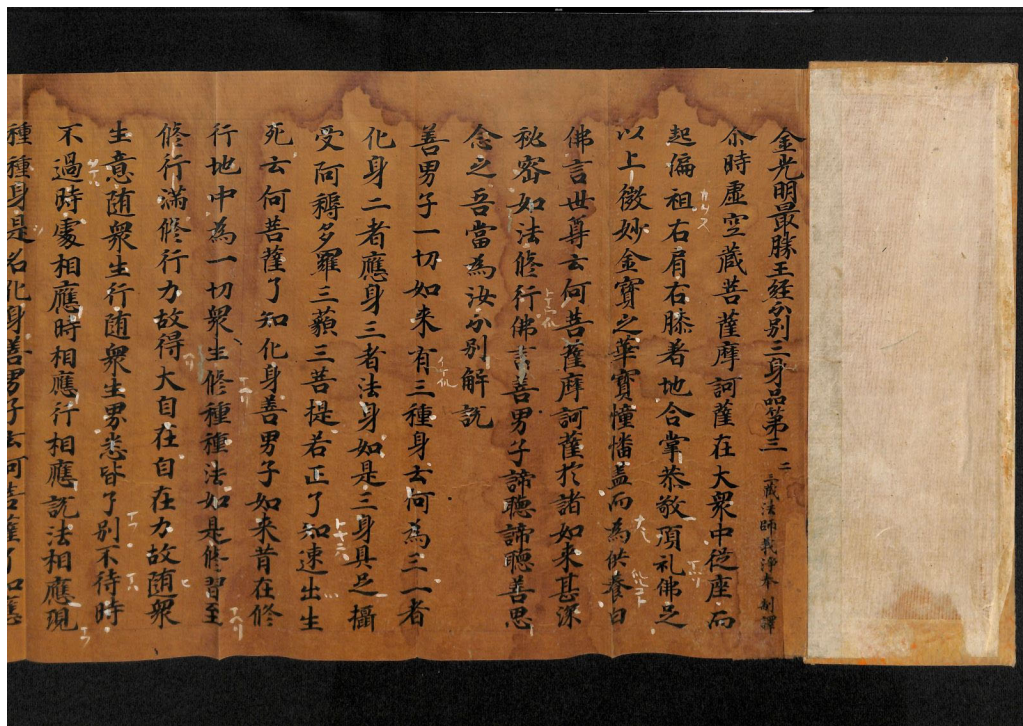
【法量】（各帖表紙） 縦24.4cm前後 横8.3cm前後

【時代】奈良時代

義浄（635～713）による漢訳經典である金光明最勝王經は、我が国では天武朝以降、護国の經典として重視されてきた。奈良時代には、聖武天皇による、いわゆる国分寺造立の詔で、国分僧寺に納経が命じられた。

九州大学所有の本經には、平安時代後期の訓点、カナが明瞭に残されている。訓点は、巻第一の序品のみ朱で記され、以下はすべて白にて記される。朱点・白点とも東大寺点（三論宗点）に属する。もとは石山寺一切經の一部で、奈良時代の写本である。奈良時代写經の金光明最勝王經全10巻で完存するのは、西大寺本（国宝）と本經のみである。

平安時代後期の古訓点を備える資料として、奈良時代の写經として、国語学史上、仏教史上において貴重である。



画像提供：九州大学附属図書館

げんぱんだいはんにゃきょう
③元版大般若経

429帖

附 経箱

6合

【所有者】宗教法人西福寺^{さいふくじ}

長崎県対馬市上対馬町西泊219

【法 量】(各)縦30.0cm前後 横11.0cm前後

【時 代】中国・元時代

本経巻は、元代はじめに刊行された普寧寺版大般若経^{ふねいじ}である。対馬の古刹西福寺に伝来し、全600帖中、429帖が現存する。

もとは高麗^{ヘンセン}で勸進僧の行淳^{たいてい}らが浄財を募り、泰定3年(1326)に元の普寧寺に注文し、印刷されたものである。対馬島主であった宗貞茂^{そうさだしげ}(?~1418)が朝鮮から輸入して西福寺に安置し、貞茂の子・貞盛^{さだもり}(?~1452)によって、同版で欠巻が補われたと考えられている。附の経箱は、元禄13年(1700)に地元の篤信者から寄進されたもので、墨書からは江戸時代の上対馬地域において本経巻が篤く信仰され、大切に管理されてきたことがわかる。

元版大般若経の大部がまとまって伝存し、中国から朝鮮、日本(対馬)への将来と対馬宗氏による島内寺院への施入までの伝来過程や、その後の地域社会における本経巻への信仰について知られることは重要である。東アジアの印刷史や文化交流史上に学術的価値が高く、我が国の仏教史においても高い価値を有する。



画像提供：長崎県対馬歴史研究センター

<古文書の部>

(有形文化財を重要文化財に 5 件)

①西隆寺跡出土木簡

75点

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（奈良文化財研究所保管）

東京都台東区上野公園 13-9

【法 量】省略

【時 代】奈良時代

西隆寺は西大寺と同じく称徳天皇（在位 764～770）の勅願寺であり、西大寺は僧寺、西隆寺は尼寺である。これは聖武天皇勅願の僧寺東大寺と尼寺法華寺の関係と同じである。西隆寺は平城宮の北辺西側あたりに位置し、遅くとも鎌倉時代中期には廃絶した。昭和 46 年、東門近くの 2 箇所の土坑等から木簡が出土した。土坑は造営工事にともなう廃材や不要品を廃棄したもので、木簡も諸国からの貢進荷札、人夫への食料支給文書やその帳簿、官司や個人からの知識^{ちしきせん}銭（堂塔仏像造営のため寄進した銭）付札など、造営過程に関わる内容をもつ。

本木簡は奈良時代末期の平城京における西隆寺造営に関係する木簡であり、寺院関係のまとまった木簡として木簡研究のみならず、奈良時代の寺院史、社会経済史において貴重である。



画像提供：奈良文化財研究所

とうじこうみょうしんごんこうかこちょうならびにげんざいちよう
②東寺光明真言講過去帳 並 現在帳

36巻

附 文書箱

1合

【所有者】宗教法人教王護国寺

京都府京都市南区九条町1

【法 量】省略

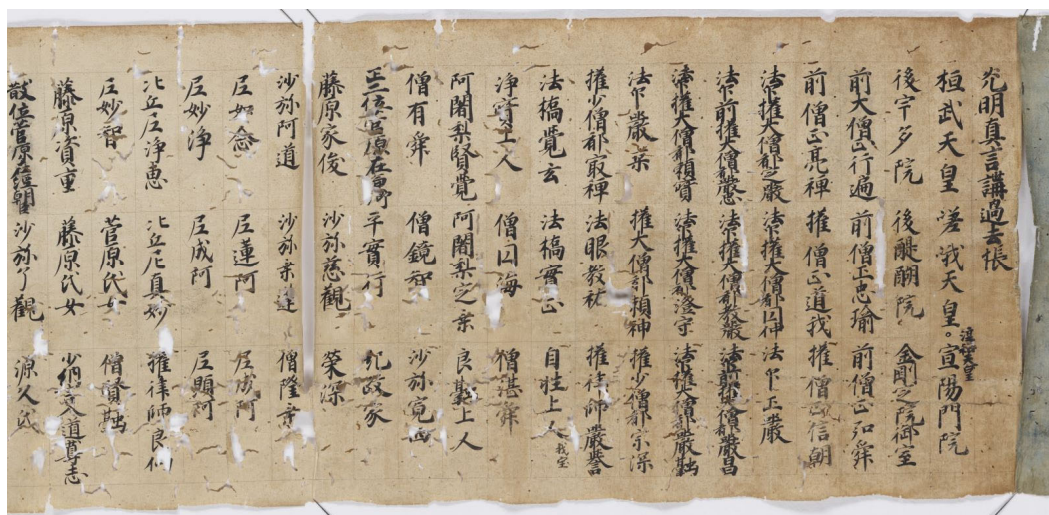
【時 代】南北朝～江戸時代

東寺光明真言講は、弘法大師信仰を背景として東寺僧や周辺住人を中心に形成された信仰集団であり、逆修^{ぎやくしゆ}と追善供養を行った。

過去帳は追善供養の対象を記し、現在帳は逆修の対象となる講の参加者を記す。追善供養の対象は、講の参加者だけでなく東寺に縁故の深い人々も列挙する。また、過去帳には争乱や災害で横死した人々の記事を掲げ、その供養を行っているため、各時代の世相や事件を伝える史料としても価値が高い。

本帳は南北朝時代から江戸時代後期まで書き継がれているが、正徳年間（1711～1716）にはそれまでの過去帳・現在帳（古本）を転写した新本が作成されている。附の文書箱には新本を作成する際の様子が記される。

本帳は、中近世の東寺における信仰活動の実態を示す史料であり、宗教史上、価値が高い。



画像提供：教王護国寺

③仁和寺笈文書（319通）

25巻、1帖、262通、1鋪

附 笈

1 背

【所有者】宗教法人仁和寺

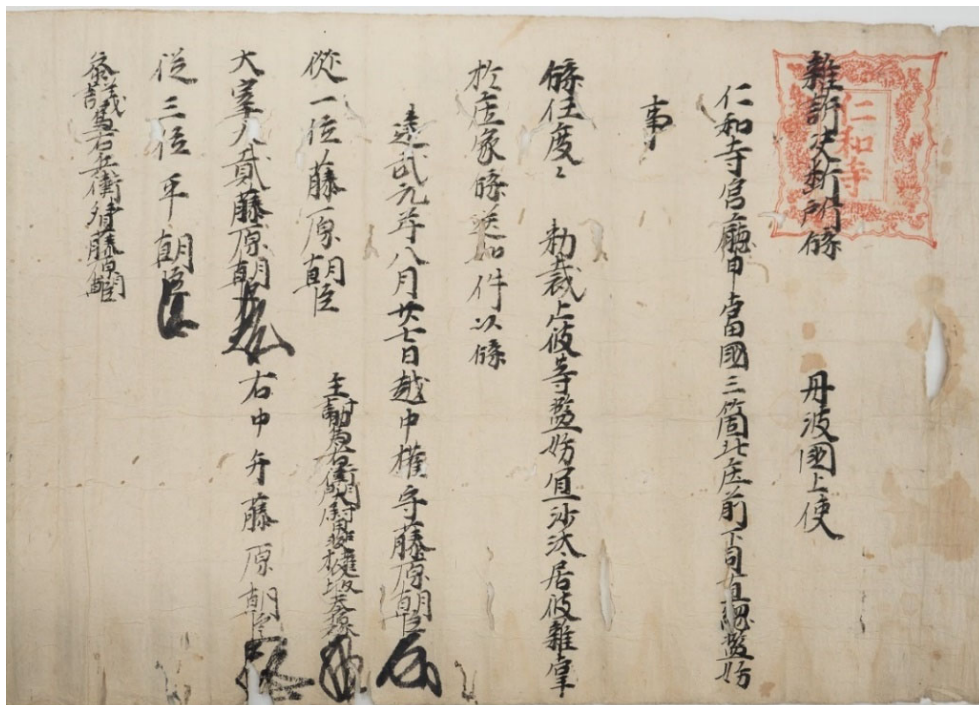
京都府京都市右京区御室大内33

【法 量】省略

【時 代】平安～江戸時代

仁和寺は仁和4年（888）の創建以来、真言密教広沢流の中心寺院のひとつとして栄えた。親王が仁和寺で得度し御室として指導的な地位に就く門跡寺院の伝統が伝えられ、天皇家や貴族社会との関係が密接であった。

仁和寺笈文書は、その名の通り、笈に入れられて保管されてきた文書群であり、緊急時にはこれを背負ってすぐさま持ち出すことができた。時代的には鎌倉時代、内容的には所領関係の文書が多い。文書様式も位記、綸旨、院宣、御教書、下知状や書状類など多様である。本文書は、仁和寺所領や御室の身分などに関わる重要文書が多く収められており、寺院史、仏教史はもとより政治史や社会経済史研究において、また古文書学上においても、貴重である。



画像提供：仁和寺

- ④ ^{りゅうきゅう か ふ}琉球家譜 25冊
^{りゅうきゅう か ふ かんけいもんじょ}琉球家譜関係文書（21通） 10冊、1帖

附 系図箱 2合

【所有者】沖縄県（沖縄県立博物館・美術館保管）

沖縄県那覇市泉崎1—2—2

【法 量】省略

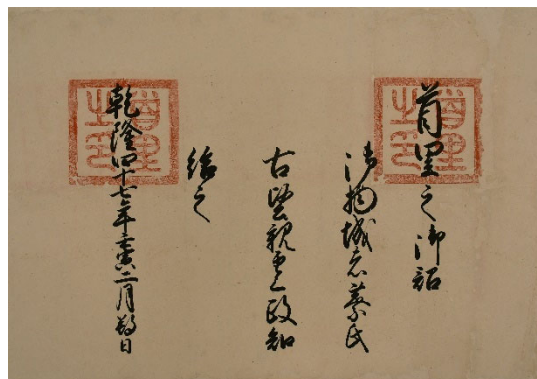
【時 代】琉球・第二尚氏時代

琉球王国の家譜は、^{サムレー}士の家系に関する記録であり、^{もんちゅう}門中（一族）ごとに姓（氏・うじ）を定めて編纂され、先祖と子孫とのつながりを示す「^{せいけいず}世系図」と先祖の勲功や履歴を示す「^{きろく}記録」を合わせたものである。内容には古琉球からの諸記録を含み、首里王府の系図座に提出して厳密な審査を受けて承認された記録性と信頼性が高い公文書である。王府に系図座が設置された^{こうき}康熙28年（1689）以降、本格的に編纂が開始され、王府の崩壊する1879年まで公的に書き継がれた。家譜関係文書は、家譜編纂にあたり作成された組立と仕次、家譜に記載される内容の裏付けとなる^{しょうししょうもん}生子証文や^{かたかしらゆいねがいがき}片髪結願書、琉球国王朱印状等である。

琉球家譜とその関係文書は、王府の組織や行政、王国の身分制度、東アジアの系図文化を考える上で重要である。沖縄県所有分は、那覇市所有分に次ぐまとまった数の一括で、旧士の家々がとりわけ大切に守り伝えた文書群であり、戦禍により数多の史料が失われた琉球史研究上、貴重である。



毛姓家譜 表紙・世系図（唐系格）



琉球国王朱印状（蔡姓家譜関係）

画像提供：沖縄県立博物館・美術館

- ⑤ ^{りゅうきゅう か ふ}琉球家譜 45冊
^{りゅうきゅう か ふ かんけいもんじょ}琉球家譜関係文書（130通） 58冊、72通

附 系図箱

5合

【所有者】那覇市（那覇市歴史博物館保管）

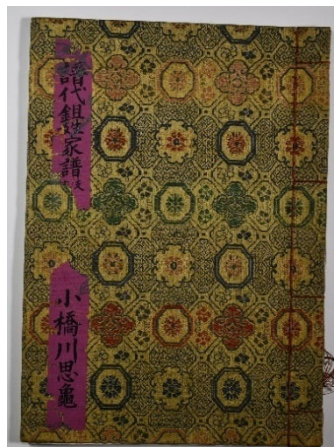
沖縄県那覇市泉崎1—1—1

【法 量】省略

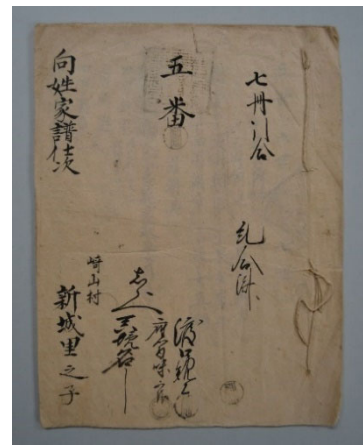
【時 代】琉球・第二尚氏時代

琉球王国の家譜は、^{サムレー}士の家系に関する記録であり、^{もんちゅう}門中（一族）ごとに姓（氏・うじ）を定めて編纂され、先祖と子孫とのつながりを示す「^{せいけいず}世系図」と先祖の勲功や履歴を示す「^{きろく}記録」を合わせたものである。内容には古琉球からの諸記録を含み、首里王府の系図座に提出して厳密な審査を受けて承認された記録性と信頼性が高い公文書である。王府に系図座が設置された^{こうき}康熙28年（1689）以降、本格的に編纂が開始され、王府の崩壊する1879年まで公的に書き継がれた。家譜関係文書は、家譜編纂にあたり作成された組立と仕次、家譜に記載される内容の裏付けとなる^{しょうししょうもん}生子証文や^{かたかしらゆいねがいがき}片髪結願書、琉球国王朱印状等である。

琉球家譜とその関係文書は、王府の組織や行政、王国の身分制度、東アジアの系図文化を考える上で重要である。那覇市所有分は、最もまとまった数の一括で、旧土の家々がとりわけ大切に守り伝えた文書群であり、戦禍により数多の史料が失われた琉球史研究上、貴重である。



譜代組姓家譜支流



向姓家譜仕次

画像提供：那覇市歴史博物館

＜考古資料の部＞

（有形文化財を重要文化財に 9 件）

①^{な ら け ん あ す か い け い せ き し ゅ つ ど ひ ん}奈良県飛鳥池遺跡出土品

一括

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（奈良文化財研究所保管）

東京都台東区上野公園 1 3—9

【法 量】省略

【時 代】飛鳥時代

飛鳥池遺跡は、低丘陵にはさまれた谷斜面に位置し、7 世紀後半の工房群が代表される遺跡である。

特筆すべきは、我が国最古の鑄造貨幣である富本銭の生産を示す一連の資料群である。鑄型や鑄棹、そして未製品の富本銭は、その生産工程をよく示す。さらに、ガラスをはじめとする金・銀・銅の生産加工技術は、百済や新羅との技術的類似性も指摘され、注目される。また、共に出土した木簡には、皇族の名や天武・持統朝の紀年にくわえ、宮廷や寺院造営に物資を供給した内容が記され、国家的工房としての遺跡の性格を裏付けている。

本件は、国内最古の鑄造貨幣である富本銭とその鑄造資料、律令国家形成期の木簡群、国家的総合工房の操業内容を示す遺物群からなる。その内容は、律令国家形成期の官営工房の操業体系と当時の生産技術を考えるうえでも多彩で、高い学術的な価値をもつ。



画像提供：奈良文化財研究所

あおもりけんおおだいやまもと い せきしゅつ ど ひん
②青森県大平山元遺跡出土品

一括

【所有者】青森県、外ヶ浜町（青森県立郷土館、大平山元遺跡展示施設むーもん館保管） 青森県青森市長島 1—1—1、青森県東津軽郡外ヶ浜町蟹田高銅屋 4 4—2

【法 量】省略

【時 代】旧石器～縄文時代

大平山元遺跡は津軽半島の外ヶ浜町に所在し、良質な珪質頁岩が分布する蟹田川の左岸に立地する、後期旧石器時代から縄文時代初頭にかけての遺跡で、珪質頁岩による石器製作と利用の実態がよく窺える。

出土品には、後期旧石器時代後半期の関東・中部地方や北海道方面との関係を示す石器群があるほか、後期旧石器時代終末から縄文時代初頭特有の神子柴・長者久保石器群が、層位や地点を違えて確認されている。神子柴・長者久保石器群は、大形の石斧や、縄文時代的な土器片・石鏃を伴うことが特徴で、本件は土器片が伴った最初の発見事例である。また土器片は、放射性炭素年代測定により、東北アジアの中でも最古級に位置付けられている。

これらは、北東北地方における後期旧石器時代後半から縄文時代初頭に至るまでの石器組成と土器の出現を含む道具構成の変遷過程と石器製作技術をよく示し、縄文時代への移行の在り方を考究する上でも重要であり、学術的価値は高い。



画像提供：青森県・外ヶ浜町

ぐんまけんかない いせきぐんしゅつ ど ひん
③群馬県金井遺跡群出土品

一括

【所有者】群馬県（群馬県埋蔵文化財調査センター、群馬県立歴史博物館保管）

群馬県前橋市大手町 1—1—1

【法 量】省略

【時 代】古墳時代

遺跡は榛名山北東麓、吾妻川右岸に営まれた、古墳時代の集落跡である。六世紀初頭、榛名山の側火山、ニツ岳が大規模に噴火し、火砕流や火山灰によって集落が丸ごと覆い尽くされた。本件は、この地に国道のバイパスが建設されることになり、それに先立つ発掘調査で出土した一括資料である。

出土品は、人体に着用された状態で初めて発見された甲、祭祀行為によって集積された土器類や多種多量の石製模造品・玉類・鉄製品、朝鮮半島の影響がみられる古墳副葬品、生産活動を示す赤玉や赤色顔料の付着した編み石など、多岐に亘る。

これらは、火山灰によりそのまま残された六世紀初頭の生活面からの出土品であり、生活や祭祀、生産活動など、古墳時代に生きた人々を取り巻く世界を、具体的かつ明瞭に復元しうる重要な一括資料である。



画像提供：群馬県

ふかばちがた ど き
④深鉢形土器

こ 1 箇

附 深鉢形土器

1 箇

深鉢形土器把手

4 点

山梨県安道寺遺跡土坑出土

【所有者】山梨県（山梨県立考古博物館保管）

山梨県甲府市丸の内 1—6—1

【法 量】総高：83.0cm 器高：65.5cm 最大幅：59.0cm
底径：16.0cm

【時 代】縄文時代

安道寺遺跡は、甲府盆地北東部の台地上に立地する、縄文時代中期の集落遺跡である。本件はそのうち、17号住居跡内の土坑から出土した深鉢形土器である。

この深鉢形土器は、中部高地に特有な「曽利式土器」で、9割の遺存率をほこる列島内屈指の大形土器である。四単位の大仰な把手と複雑な文様から「水煙文土器」とも呼称され、その一群の代表的な土器である。また土坑からは、他の深鉢形土器 1 箇と別個体の深鉢形土器把手 4 点と共に折り重なるように出土しており、埋納された状態を示す。

本品は、姿形の卓越性、複雑な文様の装飾性により、中部高地における縄文時代の造形技術の極致をよく示している。なおかつ、埋納という象徴的な出土状況から、縄文土器の儀礼的利用の実態をよく表しており、学術的価値は高い。



画像提供：山梨県

しずおかけん い ば い せきぐんしゅつ ど ひん
⑤静岡県伊場遺跡群出土品

一括

【所有者】浜松市（浜松市博物館保管）

静岡県浜松市中央区元城町１０３—２

【法 量】省略

【時 代】弥生時代

浜松南部平野の東北部に立地する、弥生時代後期の環濠集落である伊場遺跡を中心とした、大規模遺跡群からの出土品である。

出土品の中で特に注目されるのが、複雑・精緻に文様が彫刻され、漆塗りにより赤彩・黒彩を施した木甲である。その特異な造形と鮮やかな装飾性は他に例を見ない。

他には、当地域の標式となる土器群、装飾高坏や家形などの特殊な土器、近畿地方などの周辺地域から影響を受けた土器、銅鐸・鏡を模したと考えられる土製品、葬送行為、生業や生産活動にともなう出土品があり、多岐に亘っている。

これらは、きわめて装飾性の豊かな木甲を含み、祭祀、地域間の交易・交流、葬送、生業の在り方をよく表している。弥生文化を理解する上で欠かせない、学術的価値の高い一括資料である。



画像提供：浜松市

ふくおかけんにしじんまち い せきしゅつ ど ひん
⑥福岡県西新町遺跡出土品

一括

【所有者】福岡県（九州歴史資料館保管）

福岡県福岡市博多区東公園 7—7

【法 量】省略

【時 代】古墳時代

西新町遺跡は博多湾に面した砂丘上に広がる、弥生時代中期から古墳時代前期を中心に営まれた集落遺跡である。

本件は、遺跡の最盛期である古墳時代前期を中心とした一括で、とくに、多数の朝鮮半島系土器や、ガラス小玉および鋳型、貨泉など、朝鮮半島や中国大陆との交流を示す遺物が注目される。これらにくわえて、畿内・山陰・瀬戸内地域等からの搬入土器やそれを当地で模倣した土器も多く出土する。このような土器をはじめとする器物の移動とそれらを模倣した土器の存在は、他地域との盛んな人の往来を示し、本遺跡が対外交易ならびに列島内交易の一大拠点であったことをうかがわせる。また、飯蛸壺や製塩土器、石錘など、漁労民としての生業・交易に関わる遺物も豊富で、多種多様である。

これらは、北部九州地域における朝鮮半島との大規模な交易拠点の様相と、交易を支え、当地に暮らした人々の生業の実態をよく示しており、高い学術的な価値をもつ。



画像提供：福岡県

しろ じ てつ え ちようもんつぽ
⑦白地鉄絵鳥文壺

1口

附 銅錢

1点

熊本県祇園遺跡出土

【所有者】熊本県（熊本県立美術館保管）

熊本県熊本市中央区水前寺6—18—1

【法 量】口径12.7cm 高30.5cm 胴部最大径32.5cm

【時 代】中国・元時代

祇園遺跡は、阿蘇神社の大宮司職を代々受け継いだ阿蘇氏の居館跡で、12世紀から14世紀に営まれた。阿蘇氏はのちに拠点を南阿蘇から外輪山南方へ移し、^{はまのごしよ}浜御所で最盛期を迎える。

白地鉄絵鳥文壺は、平成7年の発掘調査で礎石建物基壇下の土坑内からほぼ完形で出土した。白地の化粧土の上に鉄釉で窓を設け、鳥や草等の文様を大胆な筆致で描く。本品は、中国河北省磁県を中心に盛行した磁州窯系の製品の特徴をよく示すとともに、整った形態に透明釉の仕上がりも良く、工芸品としても優品である。さらには、破損した箇所を漆継ぎで修復している点も興味深く、壺内面に残る緑青は、銭貨を複数枚入れて埋納した状況を伝える。

本品は、鎌倉時代における輸入陶磁器の中でも数少ない磁州窯系鉄絵壺の優品で、伝世品以外で完形で出土した例はほかにはない。それが伝来し修復されながら礎石建物の地鎮具として埋納された状況も特筆され、その学術的価値は高い。



画像提供：熊本県

みやざきけん むか で づ か こ ふん し ゅ つ ど は に わ
⑧宮崎県百足塚古墳 出土埴輪

一括

【所有者】新富町（新富町総合交流センター保管）

宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7 4 9 1

【法 量】省略

【時 代】古墳時代

百足塚古墳は、一ツ瀬川左岸の台地上に展開する史跡新田原古墳群^{にゅうたばる}に属する全長約 8 2 m の前方後円墳で、古墳時代後期中頃（6 世紀中頃）の築造と推定される。平成 9 年から 1 6 年に史跡の保存整備事業に伴う発掘調査が実施され、主に墳丘西側の周溝内およびその周囲から、九州地方では類をみない遺存状態良好な多数の埴輪が出土した。

形象埴輪は多種多様で、特に性器を露わにする女性埴輪や、毛を逆立てる鳥形埴輪、太鼓形埴輪など、きわめて希少な例が含まれる。他にも家形や柵形、甲冑を纏い跪坐する男性、巫女とみられる女性など豊富な種類があり、古墳時代後期の埴輪祭祀、葬送儀礼を考えるうえで重要である。

また、継体天皇陵との説もある大阪府今城塚古墳出土の埴輪と器種構成や古墳上での配置に共通性がみられ、ヤマト王権による南九州地域への政治的・文化的影響を考えるうえでも注目される資料である。



画像提供：新富町

か ご し ま け ん や ま の く ち い せ き し ゅ つ ど ひ ん
⑨鹿児島県山ノ口遺跡出土品

一括

【所有者】鹿児島県（鹿児島県立埋蔵文化財センター、鹿児島県歴史・美術センター黎明館保管）

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10—1

【法 量】省略

【時 代】弥生時代

山ノ口遺跡は、鹿児島湾に面した砂丘上に所在する環状配石遺構を中心とした遺跡で、黎明期の鹿児島県考古学界を牽引した河^{かわぐち}貞徳が主体となり昭和33～36年に発掘調査された。9基が確認された環状配石遺構は、海岸線に沿って幅20m、長さ60mの範囲に軽石を円形に並べたもので、周囲から焚火跡や立石も確認されている。

本件はこの環状配石遺構からの出土品で、岩偶や陰石（容器）、家形、勾玉などの軽石製品および磨製石鏃、焼成後に穿孔された土器類が特徴的である。これらは、南九州地方の弥生時代における、祭祀遺物の組み合わせとその独特な精神世界をよく示す。

さらに土器類は、南九州一円に分布する弥生時代中期後半の山ノ口式土器の標式資料であり、その多くに開聞岳由来の火山灰・暗紫ゴラが付着することから、広域的な年代の指標としても重要である。



画像提供：鹿児島県

＜歴史資料の部＞

（有形文化財を重要文化財に 7 件）

①人物写真帖じんぶつしゃしんちょう〈明治十二年明治天皇下命めいじじゅうにねんめいじてんのうかめい／大蔵省印刷局等製作おおくらしょういんさつきよくとうせいさく〉

39冊

【所有者】国（文化庁保管、皇居三の丸尚蔵館收藏）

【法 量】省略

【時 代】明治時代

本写真帖は、天皇親政運動が盛んだった明治12年（1879）に、臣下の写真しんを座右に備えようと明治天皇が下命し、宮内省が主導して製作された写真帖で、39冊からなる。

写真帖は、鶏卵紙焼付写真けいらんしを写真台紙に貼付して写真帖の飾り窓に挿入する形式と、写真帖台紙に直接貼り込む形式の2種類があり、装丁は趣向を凝らし複数種類作られた。撮影は大蔵省印刷局を中心に、長崎の上野彦馬ひこまをはじめ全国の営業写真師により行われた。

被写体は、太政大臣三条実美以下の明治政府高官や皇族、華族、当時在野にあった板垣退助、故人の大久保利通等にまで及び総勢4531名を数える。写真は原則1名につき2枚収められ、8999枚存する。また写真に添える天皇への想いを詠んだ詩歌の小色紙621枚がある。

本写真帖は、政府高官等の姿を網羅的に記録した類例のない写真群であるとともに、同時期に全国で活動していた営業写真師の写真術の有り様をも一覽でき、写真史上に学術的な価値が高い。また当該期の政治情勢を背景に、我が国の写真史草創期に約1年という短期間で製作された点で、近代政治史上に貴重である。



出典：宮内庁三の丸尚蔵館編『明治十二年明治天皇御下命「人物写真帖」』2013年

【所有者】独立行政法人国立公文書館

東京都千代田区北の丸公園3-2

【法 量】省略

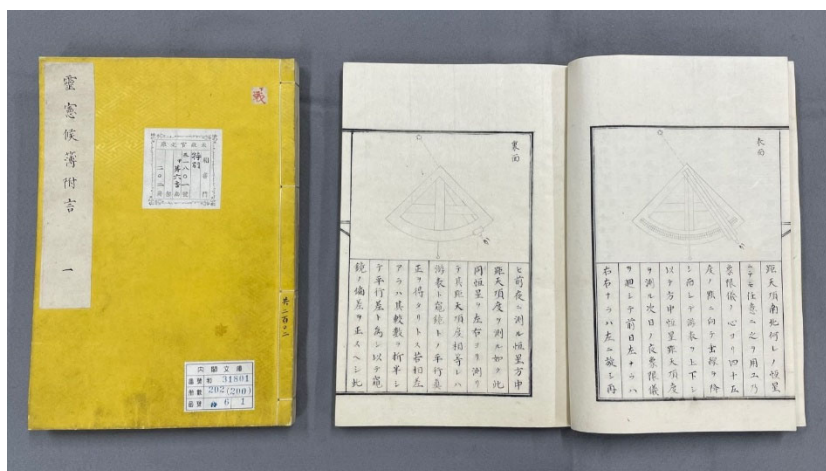
【時 代】江戸時代

靈憲候簿は、天保9年（1838）から安政元年（1854）にかけて幕府天文方^{しづかわかげすけ}渋川景佑（1787～1856）が中心となり実施した天文及び気象測定の記録であり、本件は景佑が幕府に上呈した献上本である。

景佑は、精度の高い寛政の改暦を達成した^{たかはしよしとき}高橋至時の次男で、天文方渋川家の養子となり、文化6年（1809）23歳で天文方に任じられた。天保改暦を主導するとともに、暦書や測量書の著作を多く残した。景佑は天保9年に幕命を蒙り、同年11月から16年余にわたり、原則毎日天体及び温度、気圧の測定を行った。前者は太陽、月、惑星、恒星の位置を測定し、後者は日に3～4回温度と気圧を計測した。本測定は、我が国における天文・気象を対象とした長期間の定点測定の濫觴と位置付けられる。

本記録は、総目録1冊、測定記録198冊、附言3冊から構成される。測定記録は1月1冊とし、日毎に測定結果を記載し、日月食は図を併記する。附言は測定実施の経緯や測定機器の詳細を記し、測定の有り様を明らかにする。

このように、本記録は19世紀中葉の天体及び気象の測定記録として貴重であり、同時代における西洋天文学の受容と測定技術の実態を伝え、我が国の天文暦学史、気象史上に価値が高い。



③東寺稲荷御出講枡〈永正十六年九月吉日／周善等連署刻銘〉

1口

【所有者】宗教法人教王護国寺

京都府京都市南区九条町1

【法量】（外法）方17.4cm 深さ9.0cm

（内法）方15.7cm 深さ8.4cm

【時代】室町時代・永正16年（1519）

本枡は、永正16年に製作され、東寺（教王護国寺）に伝来した枡である。

稲荷社（伏見稲荷大社）は東寺の鎮守として仰がれ、平安時代以来同社の祭礼においては御旅所から神輿が還幸する途中に同寺の中門に鎮座した。東寺は寺僧による神供を執り行い、室町時代には同寺執行のもと中綱や職掌らが準備にあたり、導師が中門御供といわれる法会を行った。

本枡は杉材を用い、傷みやすい口縁部を竹張り（竹伏）とする一升枡で、現行の枡に換算して約1.14升の容積を持つため、中門御供の供料田からの収納枡と考えられる。実用による摩耗や損傷がみられ、長い間使用されたことが窺える。四方側板には「東寺稲荷」、「御出講枡」、「永正十六年」、「九月吉日」、裏面には「周善」、「順阿」、「心尊」の陰刻銘がある。周善、心尊は供料の徴収に携わったとみられ、中綱や職掌より下位の立場の人物と推察される。

本枡は、製作年、用途等が判明し、保存状態も良好で製作当初の形状をよく伝える。類例稀な中世の収納枡の貴重な遺例として、量制史上、社会経済史上に価値が高い。



④参宮人帳・御祓賦帳（橋村肥前大夫家伝来）

33点

【所有者】学校法人天理大学（天理大学附属天理図書館保管）

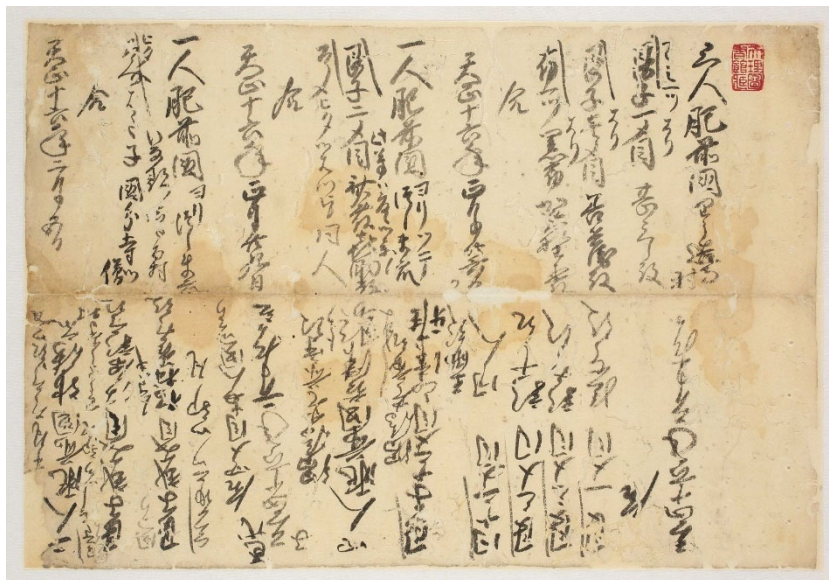
奈良県天理市杣之内町1050

【法 量】省略

【時 代】室町～江戸時代

伊勢神宮への信仰は中世から近世にかけて隆盛し、その施主である旦那は貴族から武士、さらに全国の都市や村落に住む庶民階層にまで拡大した。神宮と旦那の間を仲介したのが御師である。御師は旦那の参宮の際に宿泊の便宜を提供したほか、自身や代理の使者が廻国し御祓を配布して信仰の普及に努めた。

本件は外宮御師橋村肥前大夫家に伝来したもので、16世紀から17世紀にかけて主に肥前・筑後（佐賀県・長崎県・福岡県南部）に関係する参宮人帳と御祓賦帳が集中して残る点に特色がある。参宮人帳には参詣の日付と参詣者の人数、人名、出身地名、寄進された料足物品等、御祓賦帳には旦那の人名と居住地名、配布された物品等が克明に記録される。各史料は冊子装で縦帳と横帳の形態が混在し、多くの冊に合点が打たれるなど使用の痕跡が見られる。中世末から近世初期における伊勢信仰の普及と参宮の隆盛、御師による廻国の実態とそれを受け入れた地域社会の存在が明らかとなり、特に宗教史・交通史研究上の価値が高い。



画像提供：天理大学附属天理図書館

⑤伊能忠敬測量図

10 鋪

附 地図箱

2 合

【所有者】国立大学法人徳島大学（徳島大学附属図書館保管）

徳島県徳島市新蔵町2-24

【法 量】省略

【時 代】江戸時代

19世紀前半、伊能忠敬（1745～1818）率いる測量隊は10次にわたる全国測量を行い精度の高い日本地図を作製した。忠敬は、段階的に測量結果を地図化するなかで地図の精度を向上させ、地図は最終的には忠敬没後の文政4年（1821）に「大日本沿海輿地全図」として完成し、幕府に献上された。

本件は、主に東日本を対象とした「沿海地図」3鋪（第1次～第4次測量、中図、縮尺1／216,000）、西日本を対象とした「大日本沿海図稿」4鋪（第5次～第7次測量、中図）、豊前国から豊後国北部までを画いた「豊前国沿海地図」3鋪（第7次測量、大図、縮尺1／36,000）の3種類からなる。徳島藩主蜂須賀家の求めに応じ忠敬が献上した地図群で、第7次測量の地図が完成した文化8年（1811）5月以降、それに近い時期の作製とみられる。第7次測量までの成果を網羅する日本全体の沿海地図として類例がなく、作製当初の折畳装の姿を伝えることも賞される。一方、この段階の沿海地図が経度調整や地図投影法の課題を残したことを示し、「沿海図」から「沿海輿地全図」へと転換する過程を示す地図群として測量史、地図史上に重要である。



「大日本沿海図稿」4 鋪

「沿海地図」3 鋪

出典：徳島大学附属図書館貴重資料高精細デジタルアーカイブ

⑥^{いのうただたかそくりょうず}伊能忠敬^{じっそくよちず}測量図（実測輿地図）

3 鋪

【所有者】株式会社ゼンリン（ゼンリンミュージアム保管）

福岡県北九州市戸畑区中原新町 3 - 1

【法 量】省略

【時 代】江戸時代

19世紀前半、伊能忠敬（1745～1818）率いる測量隊は10次にわたる全国測量を行い精度の高い日本地図を作製した。忠敬は、測量結果を段階的に地図化していくなかで地図の精度を向上させ、地図は最終的には忠敬没後の文政4年（1821）に「大日本沿海輿地全図」として完成し、幕府に献上された。

本件は、「実測輿地図」と当初の題簽をもつ最終版伊能図（小図、縮尺1/432,000）で、3鋪で日本全体をあらわす。最終版伊能図の小図は、昌平坂学問所伝来の地図（東京国立博物館蔵、重要文化財）に次ぎ2例目となる。本地図は針孔、白径（圧痕による下書線）を有し丁寧な描写態度がみられ、地名や地物が旧昌平坂学問所本とほぼ一致することから、文政4年頃に作製され、大名家か幕閣に献上された地図と推測される。類例稀な「大日本沿海輿地全図」（小図）として測量史、地図史上に重要である。



画像提供：ゼンリンミュージアム

みやら どうんち け かんけい し りょう
⑦宮良殿内家関係資料

348点

【所有者】国立大学法人琉球大学（琉球大学附属図書館保管）

沖縄県中頭郡西原町字千原 1

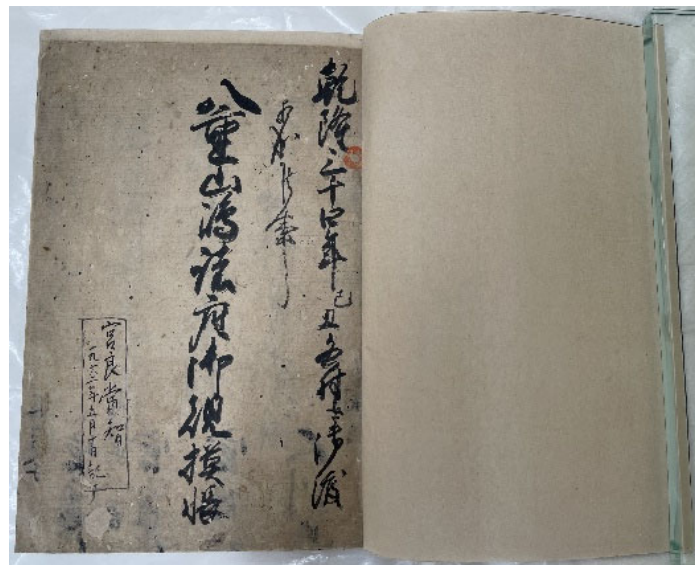
【法 量】省略

【時 代】琉球・第二尚氏時代～大正時代

首里王府統治下の八重山島（沖縄県石垣市）において在地役人の最高職位である頭役をつとめた人物を複数輩出した宮良殿内家に伝来した資料群である。頭役は首里王府の離島統治機関である蔵元において、首里から派遣された在番の監督のもとに、行政組織を統括した責任者であった。

本件は、文書・記録類233点、典籍類101点、絵図類14点からなる質量ともにまとまった資料群である。文書・記録類は、職務に関するものが大半を占め、同島の行政の基礎史料となる規模帳や公事帳類、漂流民関係、宮良家当主の公務日記類などが特に注目される。典籍類は、主として19世紀後半の当主の手沢本で、写本では故実や文芸関係、版本では儒学関係の内容が多い。

これらは、八重山島の歴史、琉球国の離島支配の実際、同島士族層の教養の有り様や生活文化の具体などを知る上で貴重であり、琉球国の政治史・文化史上に学術価値が高い。



Ⅲ. 参考

○国宝・重要文化財（美術工芸品）指定件数

事項 種別	既指定件数		新規指定の件数		合 計（※）	
		うち国宝	重要文化財	国宝		うち国宝
絵 画	2,063	166	7	1	2,070	167
彫 刻	2,737	141	6	1	2,743	142
工 芸 品	2,481	254	5	－	2,486	254
書跡・典籍	1,933	235	3	1	1,937	236
古 文 書	794	63	5	－	799	63
考 古 資 料	666	50	9	1	675	51
歴 史 資 料	236	3	7	－	243	3
合 計	10,910	912	42	4	10,953	916

※合計欄は新規指定等の提案物件が指定された場合の合計数

重要文化財の分割による件数増、種別替え等が発生するため、合計欄は必ずしも既指定件数と新規指定件数の合計とならない場合がある。